

DL日本株式オープン (愛称:技あり一本(るいとう))

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書（目論見書）

2007年6月

興銀第一ライフ・アセットマネジメント



本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

DL日本株式オープン (愛称:技あり一本(るいとう))

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書 (交付目論見書)

2007年6月

興銀第一ライフ・アセットマネジメント



本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■「D L日本株式オープン（愛称：技あり一本（るいとう）」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 19 年 6 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 6 月 16 日にその効力が発生しております。

■「D L日本株式オープン（愛称：技あり一本（るいとう）」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動き等の影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

この投資信託は、実質的に国内の株式を主要投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入有価証券の値動き等により上下しますので、これにより、**投資元本を割り込むことがあります。**

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部の評価等により、**投資元本を割り込むことがあります。**

有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書（請求目論見書。記載項目等については 32 頁をご参照ください。）については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録してくださるようお願いいたします。

発行者：興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：D L日本株式オープン

ただし、愛称として「技あり一本（るいとう）」という名称を使用する場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額： 2,000 億円を上限とします。

＜金融商品取引法等の施行についてのお知らせ＞

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

◆参考◆

- ・ 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律 第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する 法律第 2 条第 8 項

目 次	
項 目	掲載ページ
ファンドの概要	1
投資方針 (1)運用方針 (2)運用体制 (3)分配方針 (4)投資制限 (5)運用状況	2
リスク (1)基準価額の主な変動要因 (2)その他の留意点 (3)リスク管理体制	13
手続きの概要 (1)お買付の手続き (2)ご換金の手続き	15
手数料等及び税金 (1)直接ご負担いただく費用・税金 (2)間接的にご負担いただく費用 (3)税金について	18
管理及び運営の概要 (1)ファンド組入資産の評価 (2)信託期間 (3)計算期間 (4)償還規定 (5)信託約款の変更 (6)運用報告書 (7)保管	21
ファンドの基本的性格	23
ファンドの仕組み	25
内国投資信託受益証券事務の概要	26
委託会社の情報	27
財務ハイライト情報	28
ファンドの詳細情報の項目	32
約款	33
用語説明	52

ファンドの概要

DL日本株式オープン（愛称：技あり一本（るいとう））

以下「ファンド」という場合があります。

商品分類	追加型株式投資信託/国内株式型（一般型）/自動けいぞく投資専用
ファンドのねらい	主としてDLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じ、わが国の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
主な投資対象	DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産総額の30%以下とします。
主な基準価額変動リスク	実質的に株式など値動きのある有価証券に投資を行いますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。（設定日：平成10年12月15日）
収益分配 （決算日：原則3月15日）	年1回の決算時（原則として3月15日。休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 収益分配金は、税引後、無手数料で自動的に全額再投資されます。
お申込期間	継続申込期間：平成19年6月16日～平成20年6月17日 ※継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
お申込単位 （当初元本：1口＝1円）	お申込単位は、販売会社または下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。
お申込価額	お申込日の基準価額
お申込手数料	お申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※当ファンドのお申込手数料は販売会社または下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。 ※償還乗換え等の場合は、上記のお申込手数料が優遇される場合があります。
途中換金	原則として、いつでも各販売会社が定める単位で解約できます。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	解約申込日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して、年率1.617%（税抜1.54%）

※当投資信託説明書（交付目論見書）中で使用している専門的な用語については、巻末に「用語説明」を設けておりますので、ご参照ください。

※当ファンドの販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」または「ダイヤモンド」といいます。）

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

投資方針

(1) 運用方針

<投資対象>

主として、日本の株式へ投資します。

※当ファンドはD Lジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じ、実質的にわが国の株式に投資を行います。

※投資対象の詳細は、約款をご覧ください。

<目的および投資態度>

**TOPIX（東証株価指数）※を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
年金運用で培ったノウハウを活かし、中長期的に安定した超過収益の積み上げを目指します。**

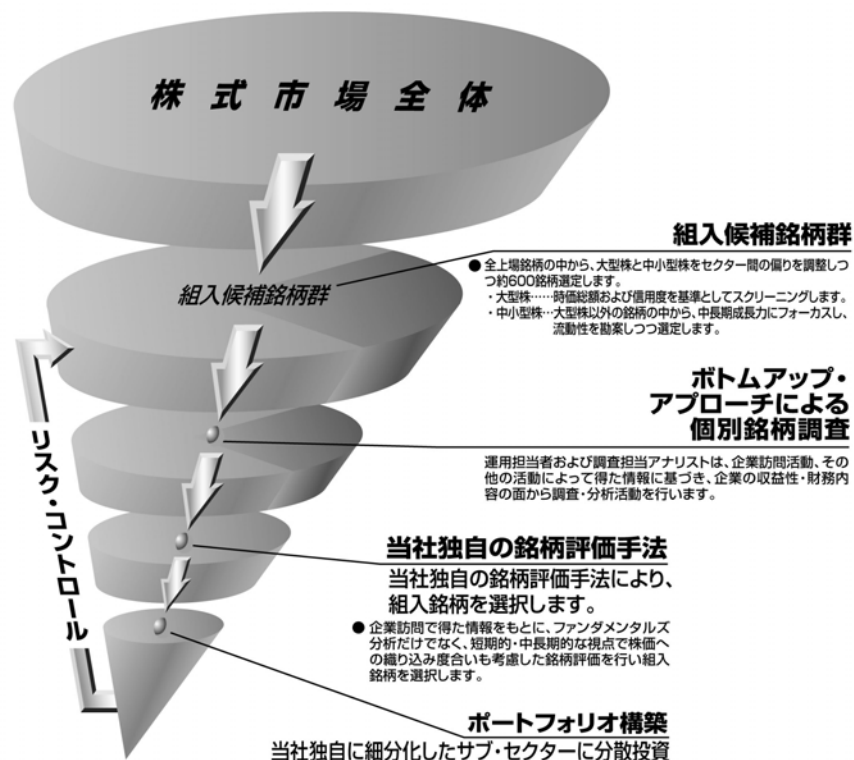
※TOPIX（東証株価指数）とは

TOPIX（東証株価指数）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株式指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額（※）で加重平均し、指数化したものです。

（※）時価総額とは、株価に上場株式数を乗じて得た額となります。

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」と言います。）の知的財産権であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東証が有します。東証は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

銘柄選択は、ボトムアップ・アプローチにより行います。



組入候補銘柄を当社独自の業種に分類し、キメ細かいポートフォリオ構築とリスクコントロールを行います。

当社独自に細分化したサブ・セクターに分散して運用指図を行います。

日次、週次ベースで、ポートフォリオのリスクをウォッチし、必要に応じてリスクのコントロールを行い、適宜ポートフォリオの見直しを行います。

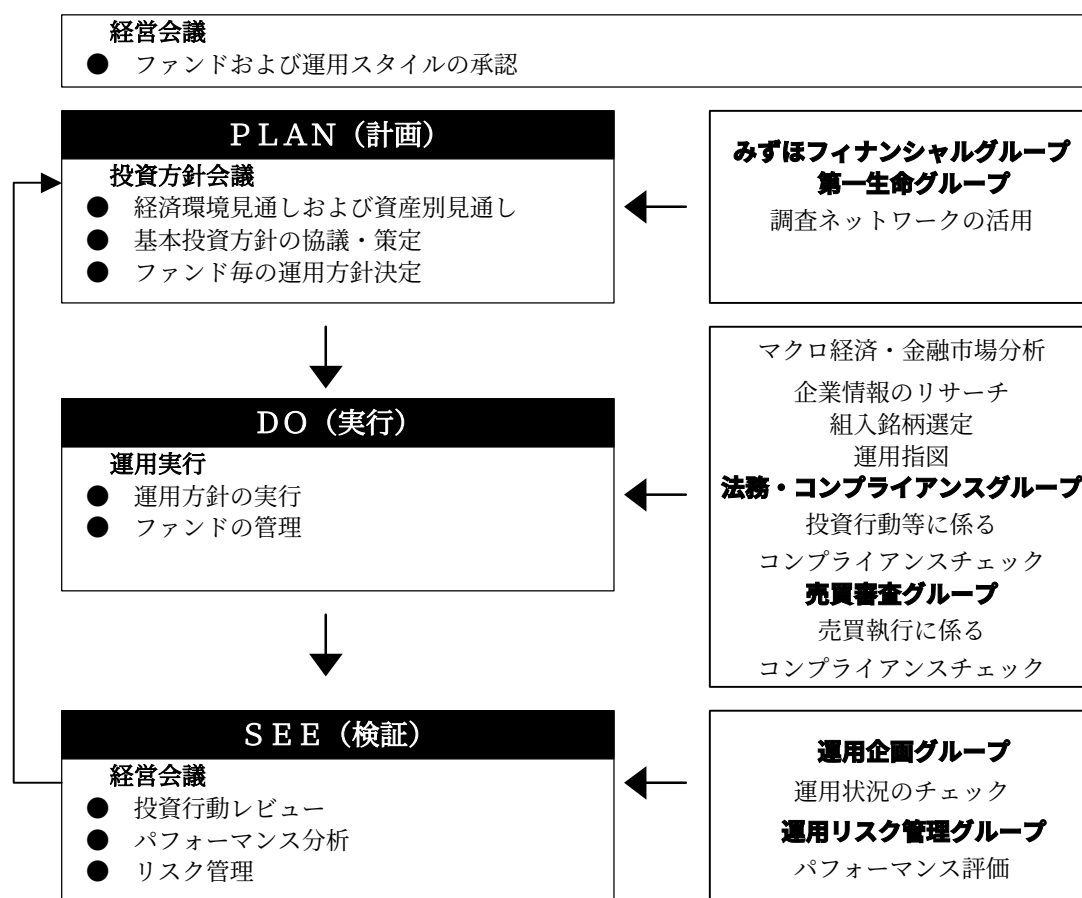
株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

株式への実質投資比率は、高水準を保ちます。相場の先行きを予想して、株式の実質投資比率を操作することはいたしません。株式への実質投資比率を常に高水準に保ち、投資価値のある銘柄の選択に注力します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（ＤＬ日本株式オープン）とし、その資金をマザーファンド（ＤＬジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド）受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

(2) 運用体制



委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンドに係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンドの運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果であるファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。

※上記体制は平成19年4月27日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(3) 分 配 方 針

収益分配方針

毎決算時（原則として3月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として自動的に再投資される性格を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等（後述の「ファンドの基本的性格 ○振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(4) 投 資 制 限

①ファンドの約款における投資制限（詳しくは約款をご参照ください。）

株式への実質投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

非株式への実質投資割合

非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合

同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産総額の 30%以下とします。ただし有価証券の値上がり等により 30%を越えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

有価証券先物取引等の運用指図

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを指図することができます。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②法令等による投資制限

先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびにハならびにニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

- イ. 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- ロ. 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- ハ. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- ニ. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(5) 運用状況

(1) 【投資状況】

平成19年4月5日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,415,606,436	99.86
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		6,197,568	0.14
合 計 (純資産総額)		4,421,804,004	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

平成19年4月5日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	24,490,878,600	98.06
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		485,731,453	1.94
合 計 (純資産総額)		24,976,610,053	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

平成19年4月5日現在

順位	銘柄名	国名	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,320,217,769	18,565.91	4,307,694,683	19,031.00	4,415,606,436	99.86

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成19年4月5日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成19年4月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	186,000	5,775.40	1,074,224,400	7,440.00	1,383,840,000	5.54
2	三菱UFJフィナンシャルG	株式	日本	銀行業	777	1,473,405.70	1,144,836,229	1,360,000.00	1,056,720,000	4.23
3	JFEホールディングス	株式	日本	鉄鋼	132,500	4,948.53	655,680,645	6,620.00	877,150,000	3.51
4	武田薬品	株式	日本	医薬品	99,000	6,987.77	691,789,230	7,820.00	774,180,000	3.10
5	三井住友フィナンシャルG	株式	日本	銀行業	690	1,142,005.33	787,983,678	1,120,000.00	772,800,000	3.09
6	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1,085	542,972.49	589,125,149	624,000.00	677,040,000	2.71
7	ソニー	株式	日本	電気機器	105,500	5,494.74	579,694,853	6,180.00	651,990,000	2.61
8	信越化学	株式	日本	化学	85,500	5,842.85	499,563,675	7,340.00	627,570,000	2.51
9	キャノン	株式	日本	電気機器	97,500	5,297.70	516,525,858	6,430.00	626,925,000	2.51
10	三菱地所	株式	日本	不動産業	160,000	2,209.48	353,516,482	3,620.00	579,200,000	2.32
11	三井物産	株式	日本	卸売業	248,000	1,551.29	384,720,992	2,140.00	530,720,000	2.12
12	小松製作所	株式	日本	機械	200,000	2,056.08	411,216,286	2,480.00	496,000,000	1.99
13	三菱商事	株式	日本	卸売業	180,000	2,509.14	451,645,094	2,720.00	489,600,000	1.96
14	みずほフィナンシャルG	株式	日本	銀行業	630	868,432.00	547,112,163	777,000.00	489,510,000	1.96
15	HOYA	株式	日本	精密機器	117,000	3,988.59	466,664,679	4,060.00	475,020,000	1.90
16	松下電器産業	株式	日本	電気機器	180,000	2,362.25	425,205,386	2,470.00	444,600,000	1.78
17	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	日本	情報・通信業	2,000	198,652.01	397,304,014	220,000.00	440,000,000	1.76
18	三菱電機	株式	日本	電気機器	350,000	874.00	305,900,000	1,224.00	428,400,000	1.72
19	ファナック	株式	日本	電気機器	35,400	10,029.72	355,052,113	11,250.00	398,250,000	1.59
20	本田技研	株式	日本	輸送用機器	94,500	3,515.00	332,167,500	4,200.00	396,900,000	1.59
20	デンソー	株式	日本	輸送用機器	90,000	3,625.70	326,313,073	4,410.00	396,900,000	1.59
22	野村ホールディングス	株式	日本	証券・商品 先物取引業	164,000	2,181.92	357,835,383	2,375.00	389,500,000	1.56
23	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	45,100	7,763.64	350,140,106	8,530.00	384,703,000	1.54
24	塩野義製薬	株式	日本	医薬品	176,000	2,235.11	393,379,790	2,180.00	383,680,000	1.54
25	旭硝子	株式	日本	ガラス・ 土石製品	223,000	1,596.22	355,956,247	1,694.00	377,762,000	1.51
26	住友電工	株式	日本	非鉄金属	193,000	1,623.02	313,242,639	1,843.00	355,699,000	1.42
27	新日鉱ホールディングス	株式	日本	石油・ 石炭製品	358,000	871.02	311,824,662	992.00	355,136,000	1.42
28	積水ハウス	株式	日本	建設業	188,000	1,729.79	325,201,383	1,830.00	344,040,000	1.38
29	T D K	株式	日本	電気機器	32,700	9,916.09	324,256,140	10,450.00	341,715,000	1.37
30	住友化学	株式	日本	化学	383,000	863.35	330,663,112	890.00	340,870,000	1.36

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成19年4月5日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	18.67
	銀行業	11.24
	輸送用機器	10.35
	情報・通信業	8.55
	化学	6.14
	卸売業	5.35
	小売業	4.75
	医薬品	4.64
	機械	4.29
	鉄鋼	3.97
	不動産業	3.57
	証券・商品先物取引業	2.75
	精密機器	2.31
	ガラス・土石製品	1.51
	非鉄金属	1.42
	石油・石炭製品	1.42
	建設業	1.38
	陸運業	1.35
	繊維製品	1.14
	金属製品	1.02
	食料品	0.98
	その他金融業	0.65
	電気・ガス業	0.59
合計		98.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日(平成19年4月5日)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末(平成11年3月15日現在)	231	244	1.0469	1.1079
第2期末(平成12年3月15日現在)	2,483	3,536	1.1084	1.5784
第3期末(平成13年3月15日現在)	4,442	4,442	0.7604	0.7604
第4期末(平成14年3月15日現在)	5,164	5,164	0.6879	0.6879
第5期末(平成15年3月17日現在)	3,004	3,004	0.4731	0.4731
第6期末(平成16年3月15日現在)	4,049	4,049	0.6518	0.6518
第7期末(平成17年3月15日現在)	4,087	4,087	0.6969	0.6969
第8期末(平成18年3月15日現在)	5,144	5,194	1.0207	1.0307
第9期末(平成19年3月15日現在)	4,306	4,348	1.0215	1.0315
平成18年4月末	5,239	—	1.0639	—
5月末	4,753	—	0.9765	—
6月末	4,791	—	0.9845	—
7月末	4,726	—	0.9749	—
8月末	4,802	—	1.0028	—
9月末	4,718	—	0.9989	—
10月末	4,653	—	1.0061	—
11月末	4,620	—	1.0045	—
12月末	4,768	—	1.0591	—
平成19年1月末	4,663	—	1.0638	—
2月末	4,543	—	1.0763	—
3月末	4,403	—	1.0395	—
4月5日	4,421	—	1.0461	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配額(円)
第1期	0.0610
第2期	0.4700
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	0.0100
第9期	0.0100

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	10.79
第2期	50.77
第3期	△ 31.40
第4期	△ 9.53
第5期	△ 31.23
第6期	37.77
第7期	6.92
第8期	47.90
第9期	1.06

(注)収益率＝（当期分配付き基準価額－前期分配落ち基準価額）÷前期分配落ち基準価額×100

リスク

(1) 基準価額の主な変動要因

○株価変動リスク

当ファンドは、株式の実質組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

○個別銘柄選択リスク

当ファンドは、ボトムアップ・アプローチに基づく個別銘柄の選択により超過収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下落する要因となる可能性があるリスクをいいます。

○流動性リスク

株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクがあり、このようなリスクを流動性リスクといいます。当ファンドは、ボトムアップ・アプローチに基づく企業分析の結果として、中小型株に投資を行う場合がありますが、これらの株式は大型株と比較して流動性が欠けることが多く、また価格変動性が高いのが一般的であるため、当ファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

○信用リスク

株式や短期金融商品等の発行体が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意点

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

○当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは証券市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市場動向等によっては、前記の投資態度に従った運用ができない場合があります。

○委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

○注意事項

- イ.当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ロ.証券投資信託は、預金・金融債・保険証券ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ.証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ.証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

(3) リスク管理体制

○運用プロセスにおけるリスク管理

・運用状況のモニター・管理

運用企画グループにおいて、定量的アプローチにより、ファンドごとの運用状況のモニター・管理を実施します。

その内容は随時運用担当役員に報告されます。

○運用プロセス外におけるリスク管理

・コンプライアンスチェック

運用部門から独立した法務・コンプライアンスグループにおいて、関連法令、協会ルール、約款等に基づき、投資行動に係るコンプライアンスチェックを実施します。また、売買審査グループにおいて、売買執行に係るコンプライアンスチェックを実施します。その結果は毎月「コンプライアンス委員会」において経営層に報告されます。

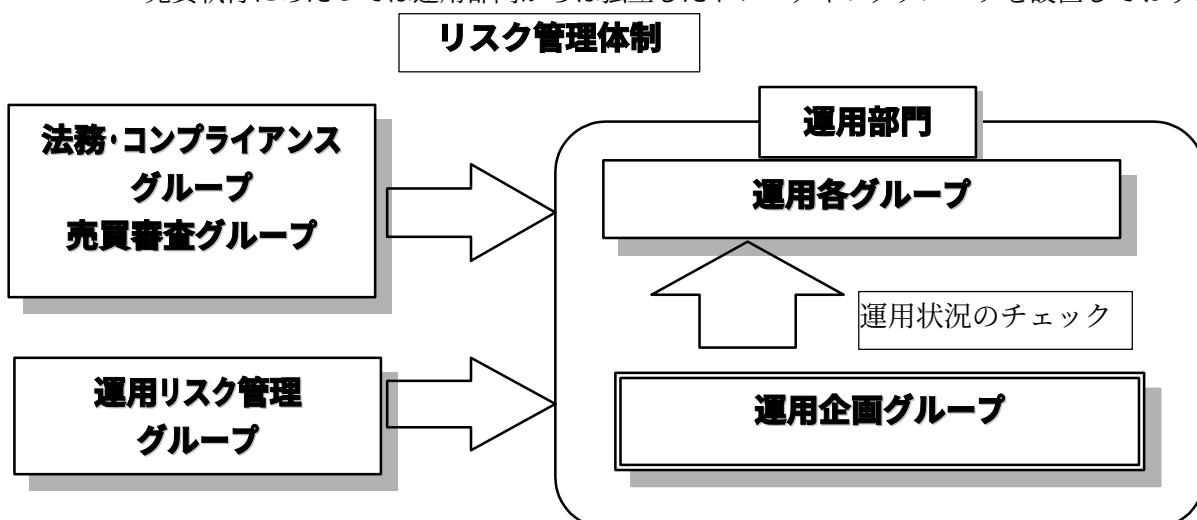
・パフォーマンス評価

運用部門から独立した運用リスク管理グループにおいて、ファンドごとのデータに基づいたリスク値や要因分析結果をもとに第三者的な立場でパフォーマンス評価を実施します。

リスク値や要因分析の結果は毎月「経営会議」において、経営層に報告されます。

また、「経営会議」に先立って、各ファンドマネジャーと個別に運用状況を確認する会議を、運用担当役員出席のもとで実施しており、その席で運用部門に対する個別のフィードバックを行っております。

・売買執行にあたっては運用部門からは独立したトレーディンググループを設置しております。



※リスク管理体制は、平成 19 年 4 月 27 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手続きの概要

(1) お買付の手続き

お申込期間

継続申込期間：平成19年6月16日から平成20年6月17日まで

※ただし、お申込みの取扱い、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

※なお、委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込単位（当初元本1口＝1円）

お申込単位は以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

お申込価額（発行価格）

お申込日の基準価額*とします。

なお、収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示する

ことがあります。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社である「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」(以下、「委託会社」または「D I A M」(ダイヤモンド)といいます。)の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

お申込手数料

お申込日の基準価額に、3.15% (税抜3.0%) を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※当ファンドのお申込手数料は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

※償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社により上記のお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

発行価額の総額

2,000 億円を上限とします。

(2)ご換金の手続き

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。

※原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

※解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

解約代金の受渡金額

解約価額から、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた額となります。

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

手数料等及び税金

(1) 直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
買付時	申込手数料	お申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税および地方税	平成 21 年 3 月 31 日まで ・個人の受益者 普通分配金に対して 10%（所得税 7%、地方税 3%） ・法人の受益者 普通分配金に対して 7%（所得税 7%） 平成 21 年 4 月 1 日以降 ・個人の受益者 普通分配金に対して 20%（所得税 15%、地方税 5%） ・法人の受益者 普通分配金に対して 15%（所得税 15%）
解約時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.3%
	所得税および地方税	平成 21 年 3 月 31 日まで ・個人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 10% （所得税 7%、地方税 3%） ・法人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 7%（所得税 7%） 平成 21 年 4 月 1 日以降 ・個人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 20% （所得税 15%、地方税 5%） ・法人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 15%（所得税 15%）
償還時	所得税および地方税	平成 21 年 3 月 31 日まで ・個人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 10% （所得税 7%、地方税 3%） ・法人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 7%（所得税 7%） 平成 21 年 4 月 1 日以降 ・個人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 20% （所得税 15%、地方税 5%） ・法人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 15%（所得税 15%）

●税金の詳細は、「(3)税金について」をご参照ください。

●収益分配金の再投資を行う場合は、お申込手数料はかかりません。

●償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

・償還乗換えによるお申込みについては、お申込手数料が優遇される場合があります（償還乗換優遇措置）。この場合の取扱いは次に従って行われます。

- 1) お申込受付日が属する月の前 3 ヶ月以内に償還・買取請求・解約請求により、次のイ. からハ.（「償還金等」といいます。）の支払いを受けた販売会社でお申込みが行われる場合が対象となります。

イ.証券投資信託の償還金

ロ.信託期間を延長した単位型証券投資信託にあっては延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金

ハ.信託期間を延長した追加型証券投資信託のうち、延長前の信託終了日以降において収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託の延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金

2) 優遇の対象となるのは、単位型証券投資信託の支払いを受けた場合には、その元本額と償還金等のいずれか大きい額の範囲内で取得する口数とし、追加型証券投資信託の支払いを受けた場合には、償還金等の範囲内で取得する口数とします。

3) なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

・下記の一定の条件を満たした追加型証券投資信託を一部解約請求または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行った販売会社において当ファンドのお申込みをする場合、当該解約代金または売却代金の範囲内で取得する口数については、販売会社独自の料率になる場合があります。

(換金乗換優遇措置)

(注)「一定の条件」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権のお申込みを行った販売会社において、当該信託の信託終了1年前以内で当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(2)間接的にご負担いただく費用

時期	項目	費用	
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率 1.617% (税抜 1.54%)
		配分	委託会社 信託財産の純資産総額に対して 年率 0.7665% (税抜 0.73%)
			販売会社 信託財産の純資産総額に対して 年率 0.7455% (税抜 0.71%)
			受託会社 信託財産の純資産総額に対して 年率 0.105% (税抜 0.10%)

●信託報酬の総額は、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

●信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

●信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

●有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は間接的に当ファンドで負担することになります。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(3)税金について

・個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までについては、10%（所得税 7%、地方税 3%）の税率で源泉徴収が行われ申告不要制度が適用されます。また、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約または償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以降については、20%（所得税 15%、地方税 5%）の税率が適用される予定です。

なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

・法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までについては、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収されますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以降については、15%（所得税 15%）の税率が適用される予定です。また、地方税の源泉徴収はありません。

なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。益金不算入制度が適用されます。

（注）法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご留意ください。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

管理及び運営の概要

(1) ファンド組入資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

(2) 信託期間

信託期間は、原則として無期限です。

※ただし、下記（4）償還規定により、信託を終了する場合があります。

(3) 計算期間

計算期間は、原則として毎年3月16日から翌年3月15日までとします。

※各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(4) 償還規定

委託会社は、次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了する場合があります。

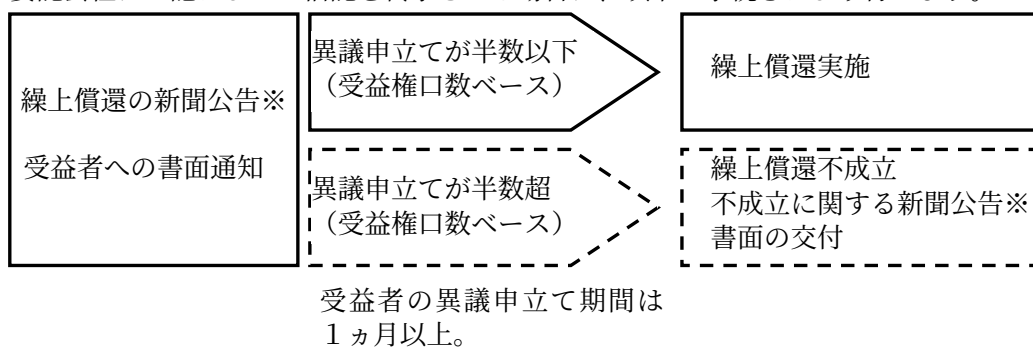
①受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。

②受益者のために有利であると認めるとき。

③やむを得ない事情が発生したとき。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は上記によって信託を終了させる場合は、以下の手続きにより行います。



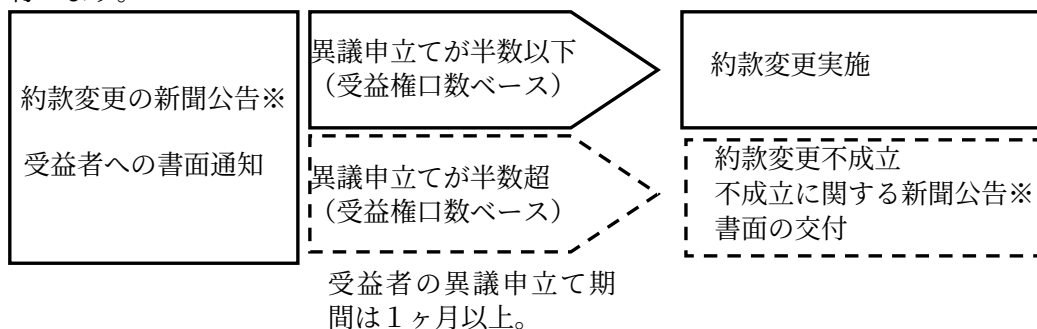
※全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

(5) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、信託約款の変更を行った場合、運用報告書にてお知らせします。

委託会社は前述の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合は、以下の手続きにより行います。



※全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

(6) 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として3月15日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

(7) 保管

該当事項はありません。

ファンドの基本的性格

○ファンドの基本的性格

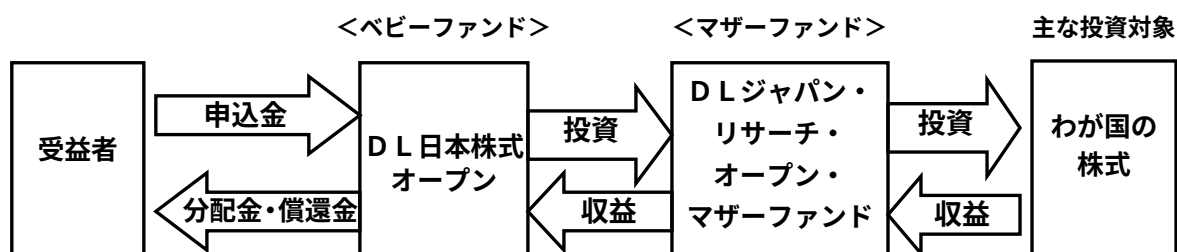
当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属し、原則としていつでも買付け、解約のお申込みができます。

当ファンドは、追加型株式投資信託のうち国内株式型（一般型）※ に属します。

※「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの。」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド（「DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。なお、当該マザーファンドは主に国内の株式に投資を行います。

「ファミリーファンド方式」の仕組み



※ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うこともあります。

DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンドを主要投資対象としているファンドは以下の通りです。

- ・DLジャパン・リサーチ・オープン
- ・DL日本株式オープン
- ・DIAM日本株式オープン＜DC年金＞

※上記ベビーファンド以外にも、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドが設定される場合があります。

当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円とします。

○内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「○振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

○振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

○振替受益権について

ファンドの受益権は、振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「○振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとなります。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「○振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

ファンドの仕組み

委託会社：興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

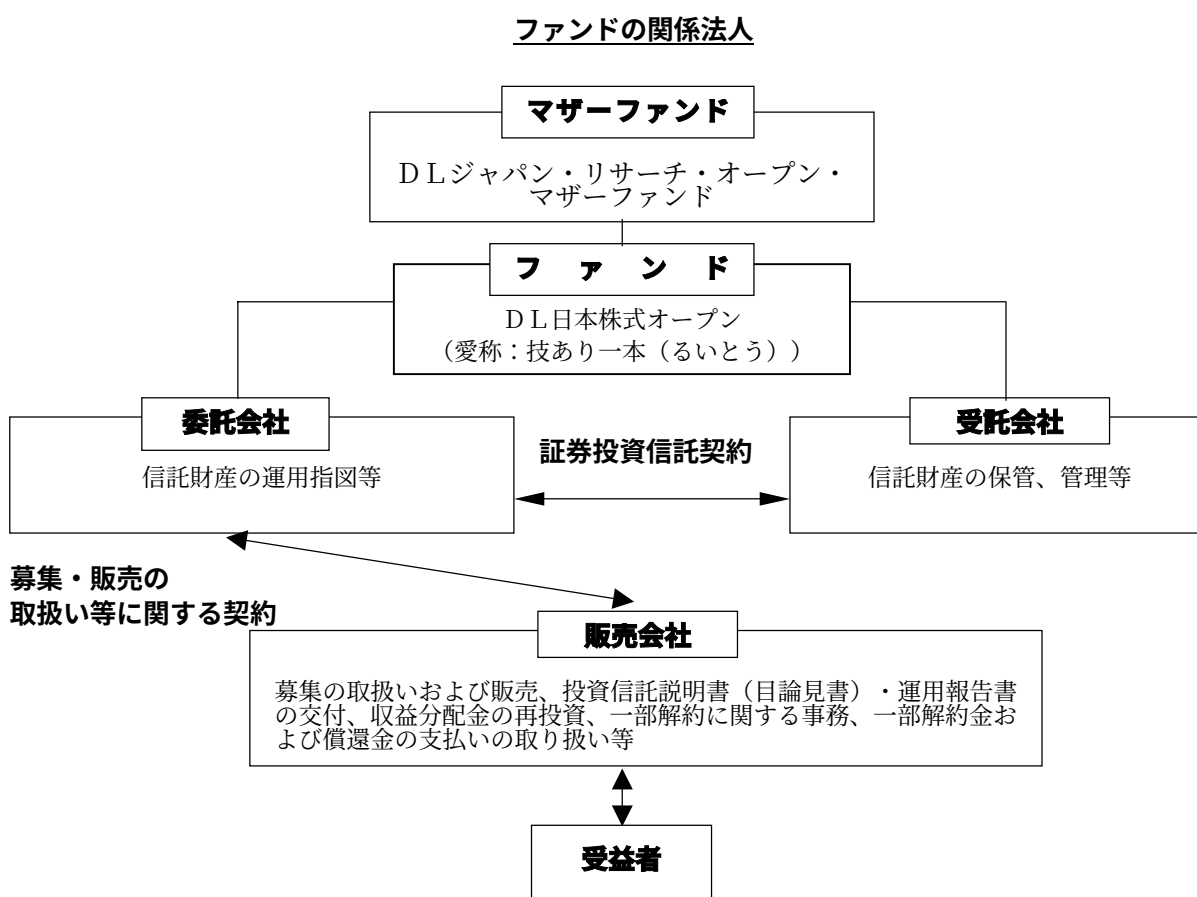
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

受託会社：住友信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社：

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者集会

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

委託会社の情報

(1) 資本金の額

20億円（平成19年4月27日現在）

(2) 委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日
平成10年 3月31日
平成10年12月 1日
平成11年10月 1日

会社設立

「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

(3) 大株主の状況

（平成19年4月27日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

財務ハイライト情報

- (1) 当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」（以下「財務諸表」という。）より抜粋しております。
- (2) 当ファンドの財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期計算期間（平成17年3月16日から平成18年3月15日まで）について、新日本監査法人による監査を受けております。第9期計算期間（平成18年3月16日から平成19年3月15日まで）について、あらた監査法人による監査を受けております。
- その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

1【貸借対照表】

科目	注記 番号	第 8 期 平成18年3月15日現在	第 9 期 平成19年3月15日現在
		金額（円）	金額（円）
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		29,387	-
コール・ローン		15,771,681	15,314,122
親投資信託受益証券		5,137,107,602	4,291,194,373
未収入金		96,000,000	83,000,000
流動資産合計		5,248,908,670	4,389,508,495
資産合計		5,248,908,670	4,389,508,495
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		50,396,645	42,159,872
未払解約金		14,410,697	3,083,671
未払受託者報酬		2,599,652	2,426,625
未払委託者報酬		37,434,743	34,943,573
その他未払費用		59,706	55,716
流動負債合計		104,901,443	82,669,457
負債合計		104,901,443	82,669,457
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元本		5,039,664,579	4,215,987,210
剰余金			
期末剰余金		104,342,648	90,851,828
（うち分配準備積立金）		(851,617,638)	(686,681,166)
剰余金合計		104,342,648	90,851,828
元本等合計		—	4,306,839,038
純 資 産 合 計		5,144,007,227	4,306,839,038
負 債 ・ 純 資 産 合 計		5,248,908,670	4,389,508,495

2【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日
		金額（円）	金額（円）
経 常 損 益 の 部			
営 業 損 益 の 部			
営 業 収 益			
受取利息		1	25,720
有価証券売買等損益		1,862,692,803	142,886,771
営 業 収 益 合 計		1,862,692,804	142,912,491
営 業 費 用			
受託者報酬		4,714,428	5,024,011
委託者報酬		67,887,382	72,345,763
その他費用		108,255	115,368
営 業 費 用 合 計		72,710,065	77,485,142
営業利益		1,789,982,739	-
営業利益金額		-	65,427,349
経常利益		1,789,982,739	-
経常利益金額		-	65,427,349
当期純利益		1,789,982,739	-
当期純利益金額		-	65,427,349
一部解約に伴う当期純利益分配額		157,546,805	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	18,103,669
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△ 1,777,810,077	104,342,648
剰余金増加額又は欠損金減少額		345,632,589	2,419,163
当期追加信託に伴う剰余金増加額		-	2,419,163
当期一部解約に伴う欠損金減少額		345,632,589	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		45,519,153	21,073,791
当期一部解約に伴う剰余金減少額		-	21,073,791
当期追加信託に伴う欠損金増加額		45,519,153	-
分配金	*1	50,396,645	42,159,872
期末剰余金		104,342,648	90,851,828

3【注記表】

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあた っては、親投資信託受益証券の基準価 額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 8 期 平成18年3月15日現在	第 9 期 平成19年3月15日現在
*1 期首元本額	5,865,333,596円	5,039,664,579円
期中追加設定元本額	322,808,215円	213,109,906円
期中解約元本額	1,148,477,232円	1,036,787,275円
*2 計算期間末日における受益権の総 数	-----	4,215,987,210口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1円)、費用控除後、繰越 欠損金を補填した有価証券売買等損 益(814,514,790円)、信託約款に規 定される収益調整金(407,832,617円) 及び分配準備積立金(87,499,492円) より分配対象収益は1,309,846,900円 (1万口当たり2,599.07円)であり、 うち50,396,645円(1万口当たり100 円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配 当等収益(10,223円)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買 等損益(47,313,457円)、信託約款に 規定される収益調整金(372,089,343 円)及び分配準備積立金(681,517,358 円)より分配対象収益は 1,100,930,381円(1万口当たり 2,611.32円)であり、うち42,159,872 円(1万口当たり100円)を分配金額と しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日		第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	
種 類	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	5,137,107,602	1,707,659,963	4,291,194,373	111,388,171
合計	5,137,107,602	1,707,659,963	4,291,194,373	111,388,171

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 8 期 平成18年3月15日現在	第 9 期 平成19年3月15日現在
1口当たり純資産額	1.0207円	1.0215円
（1万口当たり純資産額）	（10,207円）	（10,215円）

ファンドの詳細情報の項目

「ファンドの詳細情報の項目」では、請求目論見書（有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書）の項目を記載しています。

請求目論見書とは、証券取引法の規定に基づき、投資者からの請求により交付される目論見書です。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

I 資産総額

II 負債総額

III 純資産総額（I－II）

IV 発行済数量

V 1 単位当たり純資産額（III／IV）

第5 設定及び解約の実績

約款

D L日本株式オープン

運用の基本方針

約款第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主として D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
- 2) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 4) 外貨建資産割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の 30%以下とします。
- 5) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ◆株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ◆新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ◆投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ◆同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ◆同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ◆同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ◆有価証券先物取引等は約款第 20 条の範囲で行います。
- ◆スワップ取引は約款第 21 条の範囲で行います。
- ◆金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 22 条の範囲で行います。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D L日本株式オープン
約款

<委託者および受託者>

第 1 条 この投資信託は、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とし、す。

<信託事務の委託>

第 1 条の 2 受託者は信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

<信託の目的、金額および限度額>

第 2 条 委託者は、金 50,655,695 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

2) 委託者は、受託者と合意の上、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

3) 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 7 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約終了の日までとします。

<受益権の分割および再分割>

第 4 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 50,655,695 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

2) 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<受益権の取得申込の勧誘の種類>

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 4 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

2) この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

2) 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3) 委託者は、第 4 条第 1 項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

4) 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または

記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預かり会社または第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込み単位、価額および手数料＞

第11条 委託者は、第4条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1円単位をもって取得の申込みに応ずることができます。

- 2) 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第4条第1項の規定により分割された受益権を、別に定める「D.L日本株式オープン自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対して、1円単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- 3) 第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第44条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- 4) 第1項および第2項の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額に、当該取得申込金額に応じ、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、1口につき1円に、1円に当該取得申込金額に応じ第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- 5) 前項の手数料の額は次の通りとします。

1. (イ) 信託契約締結日から平成12年2月23日まで

当該取得申込金額に応じ、次に定める率を取得申込日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込みについては、1口につき1円とします。）に乘じて得た額とします。

当該取得申込金額が、1億円未満の場合	……………2.0%
当該取得申込金額が、1億円以上5億円未満の場合	……………1.5%
当該取得申込金額が、5億円以上10億円未満の場合	……………1.0%
当該取得申込金額が、10億円以上の場合	……………0.5%

(ロ) 平成12年2月26日以降

前項に規定する手数料の額は委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込金額のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。以下本項において同じ。）で取得する金額（以下「償還金取得金額」といいます。）については取得申込日の基準価額とし、当該取得申込金額のうち償還金取得金額を超える金額については、当該基準価額に、第1号に定める当該取得申込の金額に適用される率を当該基準価額に乘じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。ただし、平成15年6月18日以降、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込日の基準価額に、独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- 6) 前各項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第42条第1項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位をもって受益権の売付けを行います。この場合の受益権の取得価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関において、当該信託の信託終了日の1年前以内で委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以内に、委託者、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を独自の料率に定めることができます。
- 8) 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができ

す。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- 2) 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3) 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<運用の指図範囲等>

第14条 委託者は、信託金を主として興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたD L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国法人の発行する証券又は証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 12. 銀行、信託会社その他の政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- 2) 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

- 3) 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と定めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- 4) 委託者は、取得時において信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 第4項および第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<運用の基本方針>

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでは

ありません。

- 2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

＜同一銘柄の株式等への投資制限＞

- 第 17 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 3) 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

＜同一銘柄の転換社債等への投資制限＞

- 第 18 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

＜信用取引の指図範囲＞

- 第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債権の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

＜先物取引等の運用指図・目的・範囲＞

- 第 20 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

- 2) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
 - 6) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲>

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託

財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<外貨建資産への投資制限>

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- 2) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別の場合の外貨建資産への投資制限>

第 25 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外貨為替予約の指図>

第 26 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<保管業務の委任>

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

<有価証券の保管>

第 28 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

<混蔵寄託>

第 29 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の表示および記載の省略>

第 30 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第 31 条 委託者は、信託財産に属するマザー信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第 32 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の 10%以内における、当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- 2) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- 3) 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 10 年 12 月 15 日から平成 11 年 3 月 15 日までとします。

- 2) 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

＜信託財産に関する報告＞

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- 2) 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

＜信託事務の諸費用＞

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- 2) 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年 9 月 15 日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成 11 年 11 月 30 日までの信託報酬の率は、年 1 万分の 150 の率とします。
2. 平成 11 年 12 月 1 日以降の信託報酬の率は、年 1 万分の 154 の率とします。

- 2) 前項の信託報酬は、毎年 9 月 15 日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。
- 3) 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その金額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

- 第 41 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 43 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- 2) 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金の再投資＞

- 第 42 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- 2) 別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。
- 3) 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- 4) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜償還金および一部解約金の支払い＞

- 第 43 条 償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- 2) 一部解約金は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。
- 3) 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- 4) 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

- 第 44 条 委託者は、委託者自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜償還金の時効＞

- 第 45 条 受益者が、信託終了による償還金について第 43 条第 1 項に規定する支払い開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

- 第 46 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 2) 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- 3) 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 4) 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額（「解約時信託財産留保額」といいます。）を控除した価額とします。
- 5) 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- 6) 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。
- 7) 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意の

うえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第 48 条の規定を準用するものとします。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱い＞

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託契約の解約＞

第 48 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第 49 条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。

2) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

＜委託者の認可取消等に伴う取扱い＞

第 50 条 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2) 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任に伴う取扱い＞

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

2) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更＞

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の変更をしません。

5) 委託者は、当該信託契約の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜反対者の買取請求権＞

第 54 条 第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 48 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

＜公 告＞

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

附則第 1 条 この約款において「D L 日本株式オープン自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「D L 日本株式オープン自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「D L 日本株式オープン自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

附則第 2 条 第 42 条第 4 項および第 43 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

附則第 3 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 1 2 月 1 5 日

（信託契約締結日）

委託者 第一ライフ投信投資顧問株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 11 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

我が国の上場および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主として我が国の上場および店頭登録株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
- 2) 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行なうことを原則とします。
- 3) 銘柄選択はファンドマネージャー自ら会社訪問を行ない、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し、組入れ銘柄を決定します。
- 4) 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
- 5) 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- 6) 非株式割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 7) 外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の 30%以下とします。
- 8) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 運用制限

- ◆ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。
- ◆ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ◆ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ◆ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ◆ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ◆ 有価証券先物取引等へは、約款第 16 条の範囲で行ないます。
- ◆ スワップ取引は、約款第 17 条の範囲内で行ないます。
- ◆ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 18 条の範囲で行ないます。

親投資信託
D Lジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド
約款

<委託者および受託者>

第1条 この信託は、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

<信託事務の委託>

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

<信託の目的、金額および追加信託の限度額>

第2条 委託者は、金231億9,021万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

2) 委託者は、受託者と合意の上、金5000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なった時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

3) 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、前項の限度額を増額することができます。

<信託期間>

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条、第42条、第43条第1項および第45条第2項の規程による解約の日までとします。

<受益権の分割および再分割>

第4条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,319,021万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

2) 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

<受益者>

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の追加型証券投資信託の受託者である住友信託銀行株式会社とします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産（信託財産に属する有価証券のうち受入担保金代用有価証券を除く）の資産総額（法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額とします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

2) 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

3) 第22条に規程する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益証券の発行および種類>

第8条 委託者は第4条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

2) 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

3) 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

<受益証券の発行についての受託者の認証>

第9条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行する時は、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

2) 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

<運用の指図範囲等>

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
 10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なうものの貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの（以下、「貸付債権信託受益権」といいます。）
なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- 2) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
- 3) 第1項の規程にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- 4) 委託者は、取得時において信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

<運用の基本方針>

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

<投資する株式等の範囲>

- 第12条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前項の規程にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

- 第13条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

- 第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

<信用取引の指図範囲>

- 第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引の運用指図・目的・範囲>

- 第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- 第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算定した価額で評価するものとします。
 - 5) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲>

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- 6) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

＜有価証券の貸付けの指図および範囲＞

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。
- 3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

＜外貨建資産への投資制限＞

第 20 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産総額の 100 分の 30 を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

＜特別の場合の外貨建有価証券への投資制限＞

第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外国為替予約の指図＞

第 22 条 受託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

＜保管業務の委任＞

第 23 条 受託者は、委託者と協議の上、信託持参に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

＜有価証券の保管＞

第 24 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

＜混蔵寄託＞

第 25 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を終結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜一括登録＞

第 26 条 (削除)

＜信託財産の表示および記載の省略＞

第 27 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

＜有価証券売却等の指図＞

第 28 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜損益の帰属＞

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- 2) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - 3) 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により そのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年6月12日から翌年6月11日までとすることを原則とします。

- 2) 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告>

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

2) 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用>

第 34 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

<信託報酬>

第 35 条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

<利益の留保>

第 36 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

<追加信託金および一部解約金の計算処理>

第 37 条 追加信託金または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

<償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責>

第 38 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

2) 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<償還金の支払い>

第 39 条 委託者は、受託者により償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

<一部解約>

第 40 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

2) 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

<信託契約の解約>

第 41 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者はこの信託の受益証券を投資対象とすることをこの信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

3) 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

4) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

5) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

6) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

7) 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第 42 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 46 条の規定にしたがいます。

<委託者の認可取消等に伴う取扱い>

第 43 条 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 46 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

<委託者の事業譲渡に伴う取扱い>

第 44 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2) 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任に伴う取扱い>

第 45 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 46 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

2) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第 46 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第 46 条の 2 第 41 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 41 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき、受益証券の買取を請求することができます。

<公 告>

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 6 月 12 日

(信託契約締結日)

委託者 第一ライフ投信投資顧問株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

＜信託約款の変更のお知らせ＞

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通り読み替えてください。（下線部は変更部分を示します。）

DL日本株式オープン

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第 50 条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 2) 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第 43 条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 2) 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

用語説明

・ 基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったもの。
・ 解約価額	解約時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。
・ 償還乗換優遇措置	投資信託の償還時に、その資金で他のファンドを購入する際、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・ 換金乗換優遇措置	ファンドの売却代金もしくは、一部解約代金をもって、その販売会社等でファンドの取得申し込みを行う場合、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・ 信託財産留保額	解約によって組入証券など売却費用についての受益者間の公平性を図るため、途中換金によって解約した受益者から徴収するものです。この留保額はその投資信託の信託財産に留保され、基準価額に反映されます。
・ 信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・ 信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・ アナリスト	証券投資の分野において、高度の専門知識と分析技術を応用し、各種情報の分析と投資価値の評価を行い、投資助言や投資管理サービスを提供するプロフェッショナルのことをいいます。
・ コンプライアンス	法令やルールを遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。
・ デリバティブ (金融派生商品)	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ ファミリーファンド	ファンドが特定のファンドに投資する形態の商品設計のものをさします。受益者が購入するファンドをベビーファンド、そのファンドが投資するファンドをマザーファンドといいます。実質的な運用はマザーファンドで行うことにより運用の効率化を図っています。
・ ファンドマネジャー (運用担当者)	投資信託の運用を行う担当者。複数のファンドマネジャーが一つのファンドの運用に携わる場合もあります。
・ ベンチマーク	運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

DL日本株式オープン (愛称:技あり一本(るいとう))

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書 (請求目論見書)

2007年6月

興銀第一ライフ・アセットマネジメント



MIZUHO
みずほフィナンシャルグループ

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■「D L日本株式オープン（愛称：技あり一本（るいとう）」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 19 年 6 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 6 月 16 日にその効力が発生しております。

■「D L日本株式オープン（愛称：技あり一本（るいとう）」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動き等の影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

この投資信託は、実質的に国内の株式を主要投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入る有価証券の値動き等により上下しますので、これにより、**投資元本を割り込むことがあります。**

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部の評価等により、**投資元本を割り込むことがあります。**

発行者：興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：D L日本株式オープン

ただし、愛称として「技あり一本（るいとう）」という名称を使用する場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額： 2,000 億円を上限とします。

目 次	
項 目	掲載ページ
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等 1. 申込（販売）手続等 2. 換金（解約）手続等	1
第3 管理及び運営 1. 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (2) 保管 (3) 信託期間 (4) 計算期間 (5) その他 2. 受益者の権利等	4
第4 ファンドの経理状況 1. 財務諸表 (1) 貸借対照表 (2) 損益及び剰余金計算書 (3) 注記表 (4) 附属明細表 2. ファンドの現況	8
第5 設定及び解約の実績	20

第1 ファンドの沿革

平成10年12月15日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1. 申込（販売）手続等

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
当ファンドは、収益の分配が行われた場合に、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資専用ファンド」です。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。
なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）することができる場合があります。
当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の中止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。
※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・お申込価額は、お申込日の基準価額*とします。
なお、収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。
※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、当ファンドの委託会社である「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」（以下、「委託会社」または「DIAM」（ダイヤモンド）といいます。）の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

- ・お申込手数料は、お申込日の基準価額に、3.15%（税抜 3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※当ファンドのお申込手数料は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

※償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社により上記のお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2. 換金（解約）手続等

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額

※信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

- ・解約代金の受渡金額は、解約価額から、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた額となります。

※個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の中止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前 11 時までとさせていただきます。)

第3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2) 保管

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3) 信託期間

信託期間は平成10年12月15日から無期限ですが、下記（5）イ. の場合には信託を終了する場合があります。

(4) 計算期間

a. 計算期間は原則として毎年3月16日から翌年3月15日までとします。

b. 前a. の規定にかかわらず、前a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

イ. 償還規定

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c. 委託会社は、前記a. およびb. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d. 委託会社は前記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - e. 前記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
 - f. 委託会社は、前記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - g. 前記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - i. 委託会社が監督官庁より認可^{*}の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
※なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。
 - j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - k. 前記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- ロ. 信託約款の変更
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c. 委託会社は前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 前記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
 - e. 委託会社は、前記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
 - g. 前記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
 - h. 上記b.に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の 3 ヶ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1 年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として 3 月 15 日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

2. 受益者の権利等

(1) 収益分配金受領権

当ファンドの収益分配金は、自動的に再投資される性質を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第8期計算期間（平成17年3月16日から平成18年3月15日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第9期計算期間（平成18年3月16日から平成19年3月15日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期計算期間（平成17年3月16日から平成18年3月15日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。第9期計算期間（平成18年3月16日から平成19年3月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

山本 禎良 

業務執行社員 公認会計士

山内 功彦 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDL日本株式オープンの平成17年3月16日から平成18年3月15日までの第8期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DL日本株式オープンの平成18年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木貴司 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDL日本株式オープンの平成18年3月16日から平成19年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DL日本株式オープンの平成19年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

D L日本株式オープン

(1) 【貸借対照表】

科目	注記 番号	第 8 期 平成18年3月15日現在	第 9 期 平成19年3月15日現在
		金額（円）	金額（円）
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		29,387	-
コール・ローン		15,771,681	15,314,122
親投資信託受益証券		5,137,107,602	4,291,194,373
未収入金		96,000,000	83,000,000
流動資産合計		5,248,908,670	4,389,508,495
資産合計		5,248,908,670	4,389,508,495
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		50,396,645	42,159,872
未払解約金		14,410,697	3,083,671
未払受託者報酬		2,599,652	2,426,625
未払委託者報酬		37,434,743	34,943,573
その他未払費用		59,706	55,716
流動負債合計		104,901,443	82,669,457
負債合計		104,901,443	82,669,457
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元本		5,039,664,579	4,215,987,210
剰余金			
期末剰余金		104,342,648	90,851,828
(うち分配準備積立金)		(851,617,638)	(686,681,166)
剰余金合計		104,342,648	90,851,828
元本等合計		—	4,306,839,038
純 資 産 合 計		5,144,007,227	4,306,839,038
負債・純資産合計		5,248,908,670	4,389,508,495

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日
		金額 (円)	金額 (円)
経 常 損 益 の 部			
営 業 損 益 の 部			
営 業 収 益			
受取利息		1	25,720
有価証券売買等損益		1,862,692,803	142,886,771
営 業 収 益 合 計		1,862,692,804	142,912,491
営 業 費 用			
受託者報酬		4,714,428	5,024,011
委託者報酬		67,887,382	72,345,763
その他費用		108,255	115,368
営 業 費 用 合 計		72,710,065	77,485,142
営業利益		1,789,982,739	-
営業利益金額		-	65,427,349
経常利益		1,789,982,739	-
経常利益金額		-	65,427,349
当期純利益		1,789,982,739	-
当期純利益金額		-	65,427,349
一部解約に伴う当期純利益分配額		157,546,805	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	18,103,669
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△ 1,777,810,077	104,342,648
剰余金増加額又は欠損金減少額		345,632,589	2,419,163
当期追加信託に伴う剰余金増加額		-	2,419,163
当期一部解約に伴う欠損金減少額		345,632,589	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		45,519,153	21,073,791
当期一部解約に伴う剰余金減少額		-	21,073,791
当期追加信託に伴う欠損金増加額		45,519,153	-
分配金	*1	50,396,645	42,159,872
期末剰余金		104,342,648	90,851,828

(3) 【注記表】

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあた っては、親投資信託受益証券の基準価 額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 8 期 平成18年3月15日現在	第 9 期 平成19年3月15日現在
*1 期首元本額	5,865,333,596円	5,039,664,579円
期中追加設定元本額	322,808,215円	213,109,906円
期中解約元本額	1,148,477,232円	1,036,787,275円
*2 計算期間末日における受益権の総 数	-----	4,215,987,210口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配 当等収益(1円)、費用控除後、繰越 欠損金を補填した有価証券売買等損 益(814,514,790円)、信託約款に規 定される収益調整金(407,832,617円) 及び分配準備積立金(87,499,492円) より分配対象収益は1,309,846,900円 (1万口当たり2,599.07円)であり、 うち50,396,645円(1万口当たり100 円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配 当等収益(10,223円)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買 等損益(47,313,457円)、信託約款に 規定される収益調整金(372,089,343 円)及び分配準備積立金(681,517,358 円)より分配対象収益は 1,100,930,381円(1万口当たり 2,611.32円)であり、うち42,159,872 円(1万口当たり100円)を分配金額と しております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第 8 期 自平成17年3月16日 至平成18年3月15日		第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	
種 類	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	5,137,107,602	1,707,659,963	4,291,194,373	111,388,171
合計	5,137,107,602	1,707,659,963	4,291,194,373	111,388,171

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 8 期 平成18年3月15日現在	第 9 期 平成19年3月15日現在
1口当たり純資産額	1.0207円	1.0215円
(1万口当たり純資産額)	(10,207円)	(10,215円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株 式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド	2,311,069,783	4,291,194,373	
合 計		2,311,069,783	4,291,194,373	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成18年3月15日現在	平成19年3月15日現在
		金額（円）	金額（円）
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		14,473	856,466
コール・ローン		482,277,031	427,660,593
株式		26,319,993,100	24,018,307,500
未収入金		629,909,185	532,023,165
未収配当金		9,668,070	15,294,150
流動資産合計		27,441,861,859	24,994,141,874
資産合計		27,441,861,859	24,994,141,874
負 債 の 部			
流動負債			
未払金		508,659,518	512,636,749
未払解約金		122,000,000	120,000,000
流動負債合計		630,659,518	632,636,749
負債合計		630,659,518	632,636,749
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元本		14,819,318,302	13,120,337,235
剰余金			
剰余金		11,991,884,039	11,241,167,890
剰余金合計		11,991,884,039	11,241,167,890
元本等合計		—	24,361,505,125
純 資 産 合 計		26,811,202,341	24,361,505,125
負債・純資産合計		27,441,861,859	24,994,141,874

注記表

平成17年3月16日から平成18年3月15日までは「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成17年3月16日 至平成18年3月15日	自平成18年3月16日 至平成19年3月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成17年6月14日から平成18年6月12日までとなっております。	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成18年6月13日から平成19年6月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成18年3月15日現在	平成19年3月15日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	17,480,822,102円	14,819,318,302円
同期中追加設定元本額	1,695,145,794円	2,035,127,493円
同期中解約元本額	4,356,649,594円	3,734,108,560円
同期末における元本の内訳		
D L ジャパン・リサーチ・オープン	10,708,319,501円	8,885,509,852円
D L 日本株式オープン	2,839,435,995円	2,311,069,783円
D I A M 日本株式オープン < D C 年金 >	1,271,562,806円	1,923,757,600円
(合 計)	14,819,318,302円	13,120,337,235円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における 受益権の総数	-----	13,120,337,235口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	自平成17年3月16日 至平成18年3月15日		自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	
種 類	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	26,319,993,100	5,684,638,896	24,018,307,500	1,807,079,002
合計	26,319,993,100	5,684,638,896	24,018,307,500	1,807,079,002

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成18年3月15日現在	平成19年3月15日現在
1口当たり純資産額	1.8092円	1.8568円
(1万口当たり純資産額)	(18,092円)	(18,568円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株 式

銘 柄	株数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
積水ハウス	188,000	1,712	321,856,000	
総合警備保障	58,000	2,110	122,380,000	
ローソン	66,000	4,400	290,400,000	
サンエー	37,600	3,850	144,760,000	
ウエルシア関東	36,740	3,400	124,916,000	
日本たばこ産業	421	544,000	229,024,000	
日立システム&サービス	21,000	2,335	49,035,000	
住友化学	383,000	831	318,273,000	
トクヤマ	87,000	1,907	165,909,000	
信越化学	85,500	7,020	600,210,000	
堺 化 学	125,000	780	97,500,000	
三菱瓦斯化学	41,000	1,193	48,913,000	
武田薬品	99,000	7,680	760,320,000	
塩野義製薬	155,000	2,165	335,575,000	
フジテレビジョン	1,190	263,000	312,970,000	
新日鉱ホールディングス	358,000	990	354,420,000	
旭 硝 子	223,000	1,522	339,406,000	
J F Eホールディングス	132,500	7,220	956,650,000	
共英製鋼	15,500	3,210	49,755,000	
住友電工	193,000	1,732	334,276,000	
住生活グループ	96,000	2,535	243,360,000	
ワイエイシイ	124,500	2,180	271,410,000	
小松製作所	200,000	2,455	491,000,000	
住友重機械	245,000	1,127	276,115,000	
三菱電機	350,000	1,156	404,600,000	
マキタ	34,500	4,100	141,450,000	
日本電産	42,000	7,480	314,160,000	
エルピーダメモリ	33,000	5,060	166,980,000	
松下電器産業	180,000	2,335	420,300,000	
ソ ニ ー	105,500	5,960	628,780,000	
T D K	32,700	9,490	310,323,000	
日置電機	57,300	2,870	164,451,000	
フェローテック	37,000	909	33,633,000	
デンソー	90,000	4,360	392,400,000	
オプテックス	31,000	2,460	76,260,000	
日本セラミック	24,200	1,560	37,752,000	
ファナック	35,400	10,330	365,682,000	
浜松ホトニクス	61,000	3,540	215,940,000	
村田製作所	33,000	8,390	276,870,000	
日東電工	29,000	5,810	168,490,000	
いすゞ自動車	320,000	583	186,560,000	
トヨタ自動車	186,000	7,660	1,424,760,000	
本田技研	94,500	4,150	392,175,000	
八千代工業	73,700	2,745	202,306,500	
良品計画	17,700	7,580	134,166,000	

銘 柄	株数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
シークス	144,600	1,735	250,881,000	
HOYA	117,000	3,950	462,150,000	
キャノン	97,500	6,210	605,475,000	
シチズン時計	145,000	1,065	154,425,000	
三陽商会	245,000	958	234,710,000	
三井物産	248,000	2,120	525,760,000	
東京エレクトロン	45,100	8,410	379,291,000	
三菱商事	180,000	2,690	484,200,000	
阪和興業	115,000	599	68,885,000	
コメリ	55,000	3,590	197,450,000	
三菱UFJフィナンシャルG	865	1,350,000	1,167,750,000	
三井住友フィナンシャルG	690	1,090,000	752,100,000	
広島銀行	233,000	661	154,013,000	
住友信託	335,000	1,268	424,780,000	
みずほフィナンシャルG	560	771,000	431,760,000	
オリックス	5,180	31,250	161,875,000	
大和証券G本社	215,000	1,440	309,600,000	
野村ホールディングス	164,000	2,525	414,100,000	
三井不動産	95,000	3,300	313,500,000	
三菱地所	160,000	3,670	587,200,000	
東海旅客鉄道	227	1,410,000	320,070,000	
日本電信電話	1,150	590,000	678,500,000	
KDDI	190	895,000	170,050,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,000	205,000	410,000,000	
東京瓦斯	225,000	653	146,925,000	
NTTデータ	356	571,000	203,276,000	
スクウェア・エニックス	43,000	3,010	129,430,000	
ニ ト リ	32,000	5,740	183,680,000	
合計	7,744,869		24,018,307,500	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成19年4月5日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	4,435,403,227円
II 負債総額	13,599,223円
III 純資産総額（I－II）	4,421,804,004円
IV 発行済数量	4,226,748,398口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0461円

（参考）マザーファンドの現況

D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

平成19年4月5日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	25,204,835,299円
II 負債総額	228,225,246円
III 純資産総額（I－II）	24,976,610,053円
IV 発行済数量	13,123,953,974口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9031円

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	222,329,781	1,555,488
第2期	2,698,831,519	678,945,576
第3期	4,427,338,946	826,456,264
第4期	2,468,585,969	801,950,962
第5期	757,295,968	1,916,131,216
第6期	402,982,617	539,861,265
第7期	339,519,980	686,650,413
第8期	322,808,215	1,148,477,232
第9期	213,109,906	1,036,787,275

（注1） 本邦外における設定及び解約はございません。

（注2） 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。